

◎新潟県告示第1152号

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、次のとおり二級建築士の免許を取り消した。

平成29年10月20日

新潟県知事 米 山 隆 一

免許の取消しをした 年月日	免許の取消しをした 建築士の氏名	登録番号	免許の取消しの理由
平成29年7月14日	稲庭 守	第13063号	死亡
平成29年7月14日	栗野 建一	第13615号	死亡